

お地藏さま謂れ

昭和村ボランティアガイドの会  
理事 倉澤 俊雄

お寺の境内、墓地の入口や墓地内、あるいは道ばたなど、お地藏さまはいろいろなところで見かけます。

一般的には親しみのこもった「お地藏さま」「お地藏さん」という名前で呼ばれています。しかし本当の名前は「地藏菩薩」といいます。菩薩とは「仏教で修行をする者」のことをいいます。また、菩薩は、日本では広く信仰の対象とされて来りました。

観音菩薩：母性的なイメージ。

弥勒菩薩：はるか未来で人々を救う。

普賢菩薩：女性にあつく信仰されてきた。

文殊菩薩：智慧をつかさどる。

妙見菩薩：北極星を神格化している。

これらは聞き覚えがある菩薩の名前といえます。お地藏さまは「よだれかけ」「前掛け」「頭巾」をしているものが多く、赤い色のものが多くみ

られます。



糸井吹張のお地藏さま

これはお地藏さまが子供を守ってくれるので、自分の子供が元気に育つようにとの願いをこめて、「よだれかけ」やお供え物を納めるのです。このようなお地藏さまが子供を守ってくれることに関係する話に、古くから伝わっている「賽の河原」の話があります。小さいうちに亡くなった子供が、賽の河原(三途の川)の岸辺で、父母の供養のために石を積み上げている、すると鬼が来て石の塔を壊してしまいます。その時あらわれて救ってくれるのが地藏菩薩です。お地藏さまに赤いものが納められていますが、赤は太陽の色、魔除けなどから選ばれたもので、人々の安寧を静かに見守っていてくれるのがお地藏さまです。



地域包括支援センターだより

地域にとって大切な場所、サロンの活性化を目指して！

～第7回きずなサポーター会議（6月22日）の報告～

梅雨の晴れ間に行われた6月のきずなサポーター会議は、新しいサロン「中宿わかば会」の紹介と内田病院の音楽療法士(サロンアドバイザー)高橋由貴子先生の「いつでも、どこでも、だれでもできるレクリエーション」の紹介でした。

中宿わかば会のきずなサポーター野田敏夫さんからは、サロンの様子を自前のカメラで撮影し、活動風景が紹介されました。中宿では、昼間のサロンと夜のサロンを同時に開始。忙しい世代の方も参加し、中宿のほぼ全世帯

の方が「らくらく筋トレ体操」に取り組んでいると野田さんが話すと、そのまとまりの良さに、きずなサポーターの方々から、「すごい」との声が聞かれました。

高橋先生のレクリエーションでは、うたを歌う時のパリエーションとしてハミングの効果のお話の他、脳トレ「お団子とお皿」「偶数と奇数ゲーム」「連想ゲーム」が紹介され、楽しく参加するとともに、地域のサロンで行う時のポイントを熱心にメモするきずなサポーターの方の姿も見られました。

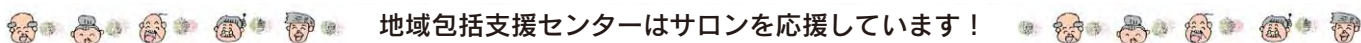


中宿わかば会を紹介する野田敏夫さん



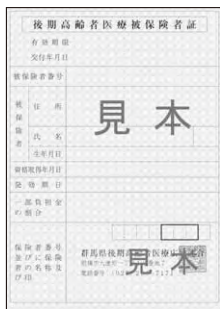
レクリエーションを学ぶ「きずなサポーター」の皆さん

次回きずなサポーター会議8月24日(金) 午前9時30分～ 地域活性化センター



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

# 8月1日からの保険証や高齢受給者証を郵送します



後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。引き続き対象となる方には7月中に新しい証を郵送します。

●後期高齢者医療の保険証

新しい保険証(被保険者証)の色は茶色です。薄緑色の封筒で郵送します。

なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

●国民健康保険(国保)の高齢受給者証

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。保険医療機関を受診する場合には、国保の被保険者証と合わせて、高齢受給者証を忘れずに提示してください。

●自己負担割合について

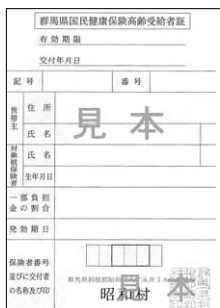
新しい証の自己負担割合は次のとおりです。今年度の住民税課税所得から判定されます。

**3割負担**…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方

**2割負担**…国保加入者で、昭和19年4月2日以降生まれの方。

**1割負担**…上記以外の方

なお、後期高齢者医療加入者は、住民税課税所得が145万円以上でも、収入額が一定の基準より少ない場合は、申請すると負担割合が1割負担になります。該当する方には「基準収入額適用申請書」が同封されていますので忘れず申請してください。



## 後期高齢者医療 国民健康保険

# 70歳以上の方の高額療養費について

入院や外来診療などにより医療費が高額になり、自己負担限度額を上回る支払いをした場合は、その上回った分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は8月から表のとおりとなります。

●限度額適用認定証について

高額療養費に該当した場合、「限度額適用認定証」を病院などの窓口で提示すると、1つの医療機関で支払う医療費が自己負担限度額までになります。現役並み所得者II・Iの方は「限度額適用認定証」を、低所得者II、Iの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を役場で申請してください。

なお、認定証をお持ちでなく、自己負担限度額を上回る支払をした場合は、後日還付のご案内をお送りします。

●限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証は、7月31日で期限切れとなります。引き続き使用する場合は、8月1日以降に役場で申請してください。

また、後期高齢者医療に加入されている方で、前年度に限度額適用認定証の交付を受け、平成30年度も引き続き住民税非課税である方は、更新の手続きを省略して被保険者証と共に郵送します。

### 70歳以上の方の自己負担限度額(8月から)

負担割合	所得区分	所得の状況	自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円※1>	
	現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円※1>	
	現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※1>	
1割(2割※2)	一般	現役並み以外	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円<多数回44,400円※1>
	低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税年金収入が80万円以下	8,000円	15,000円

※1…過去12か月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となります。

※2…国保加入者で、昭和19年4月2日以降生まれの方は2割負担となります。